

奥州市ネーミングライツスポンサー募集要項

施設やイベントに愛称を付す権利（ネーミングライツ）は、ネーミングライツ料として新たな収入を確保し、施設の管理運営費の財源として活用するとともに、民間事業者の方々に自社のPRの場を提供するものです。

奥州市では、官民にメリットのあるネーミングライツのスポンサーを募集します。

1 募集対象施設

- (1) 施設名 奥州湖交流館
- (2) 施設概要等 別紙1のとおり

2 契約期間

令和8年6月1日から3年以上5年以内とし、終期は3月末日とします。

なお、契約期間は、優先交渉権者選定時の審査対象となります。

3 愛称の条件

- (1) 次のような名称は使用することができません。
 - ①政治性又は宗教性のあるもの
 - ②選挙に関するもの
 - ③社会問題についての主義主張に関するもの
 - ④訪問販売、先物取引、貸金業及び風俗営業に関するもの並びにこれらに類するもの
 - ⑤公の秩序又は善良な風俗に反するもの
 - ⑥上記のほか、適当ではないと市長が認めるもの
- (2) 条例上の名称は変更せず、愛称とします。
- (3) 「奥州」の文字を含めるものとします。（ひらがな、カタカナ、アルファベットも可）
- (4) 契約期間内は、原則として変更は認めません。

4 ネーミングライツ料

(1) 金額設定

年間20万円以上（消費税及び地方消費税は別途）とします。

年度途中からの契約となる場合は、当該年度分は月割り計算（1円未満の端数は切り捨て）となります。

なお、ネーミングライツ料は、優先交渉権者選定時の審査対象となります。

(2) 納入方法

契約を締結した日から1月以内に当該年度分を、翌年度以降については、毎年度、

当該年度分を4月30日までに、一括でお支払いいただきます。

(3) その他

契約期間中に、やむを得ず施設の改修等により施設が使用できない期間が生じる場合があります。1月以上使用できない場合は、ネーミングライツ料を月割り計算（1円未満の端数は切り捨て）し、使用できない月数の分を還付します。この際、1か月に満たない期間は切り捨てて計算します。

5 スポンサーのメリット

- (1) 市や関係機関との協議の上、愛称を表記した施設看板への変更や新規看板の設置をすることができます。
- (2) 対象施設のスポンサーであることを広報することができます。
- (3) 市や施設との協議により、施設内に自社のパンフレット等を配架することができます。
- (4) 市は、ホームページ等でネーミングライツ契約について周知するとともに、積極的に愛称を使用します。
- (5) 契約更新にあたり、優先交渉権を有します。

6 費用負担

費用負担は次のとおりです。ネーミングライツ料とは別に負担していただきます。

区分	市	スポンサー
敷地内外の看板等の表示変更		○
契約終了後の看板等の原状回復		○
新規看板等の設置、管理及び撤去		○
パンフレット、封筒等の市の印刷物やホームページの表示変更	○	

※看板等の表示変更や新規設置の可否は、市や関係機関と協議していただきます。

7 応募資格

法人その他の団体とし、次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種を営む者
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業を営む者
- (3) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。以下同じ。）に関する業種を営む者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続を行っている者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足る相当の理由

のある者

- (6) 市税の滞納がある者
- (7) 指定管理者の事業目的と競合する者
- (8) 上記に掲げるもののほか、スポンサーとすることが適当でないと市長が認める者

8 応募方法

(1) 提出書類

- ①奥州市ネーミングライツ事業申請書（様式第1号）
- ②法人・団体の概要を記載した書類
- ③定款、寄付行為その他これらに類する書類
- ④登記事項証明書
- ⑤前事業年度の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、財産目録その他これらに類する書類）
- ⑥地域貢献実績書（別紙2）（優先交渉権者選定時の審査対象となります。）

(2) 提出部数 1部

(3) 提出方法 持参、郵送、メールのいずれかの方法

(4) 提出期間 令和8年3月30日（月）から令和8年4月20日（月）まで （持参の場合は土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(5) 提出先 下記「15 問い合わせ先（アクティビティ推進室）」

(6) 質問事項

質問がある場合は、令和8年4月10日（金）の午後5時15分までに奥州市ネーミングライツ事業質問書（別紙3）を下記「15 問い合わせ先（アクティビティ推進室）」に持参、郵送、メールのいずれかの方法により提出してください。

回答は、申請書の提出期間内に、質問者の名前を伏せて市のホームページに掲載します。

(7) その他

- ①申請に係る経費は全額申請者の負担とします。
- ②申請書類は返却しません。

9 現地見学会

(1) 開催日時 令和8年4月7日（火） 午後2時から4時まで

(2) 集合場所 奥州湖交流館

(3) 申込方法 法人又は団体の名称、参加者職・氏名、連絡先（電話番号）を下記「15 問い合わせ先（アクティビティ推進室）」に令和8年4月3日（金）までに報告してください。報告様式は問いません。

10 選定方法

- (1) 「奥州市ネーミングライツ審査委員会」を設置し、別に定める基準に基づき、優先交渉権者を選定します。
- (2) 優先交渉権者及び次点以降の申請者に審査結果を通知します。

11 契約の締結

- (1) 優先交渉権者との協議が整い次第、契約を締結します。合意できない場合は、次点以降の申請者と協議することがあります。
- (2) 契約締結後、スポンサーの名称、ネーミングライツ料等を公表します。なお、複数者からの申請があった場合、スポンサーとならなかった申請者の審査委員会での得点は公表しません。

12 今後の予定

募集期間	令和8年3月30日～令和8年4月20日
（うち質問書提出期間）	令和8年3月30日～令和8年4月10日）
優先交渉権者の決定	令和8年4月下旬
協議	令和8年5月上旬
スポンサーの決定・契約締結	令和8年5月中旬

13 その他

- (1) 情報公開請求があった場合は、奥州市情報公開条例（平成18年奥州市条例第17号）に基づき、申請書等を開示することがあります。
- (2) スポンサーの社会的・経済的信用が著しく失墜するなど、ネーミングライツ事業の実施に支障があると判断した場合は、契約解除することがあります。
- (3) スポンサーが表示変更・新規設置した看板等により第三者に損害を与えた場合や、愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、スポンサーが負うものとします。

14 その他の施設の今後の募集予定

令和9年4月1日開始に向けて、複数施設を順次募集する予定です。

15 問い合わせ先

〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地	
【ネーミングライツ全般に関すること】 奥州市財務部財政課 電話：0197-34-2117（直通） Fax：0197-23-5240 E-mail： zaisei@city.oshu.iwate.jp	【奥州湖交流館に関すること】 奥州市商工観光部アクティビティ推進室 電話：0197-34-1123（直通） Fax：0197-24-1992 E-mail： activity@city.oshu.iwate.jp